

更正の請求書

発行年月日

通信日付印

確認

管理番号

受付印

所在地
(T E L) () -

法人番号

(フリガナ)

法 人 名

代表者氏名

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

対 象 事 業 年 度

年 月 日 から

年 月 日

摘 要

更正の請求前

更正の請求後

課税標準等

法人税法の規定によって計算した法人税額 ①

試験研究費の増加の場合の法人税額の特別控除額 ②

国家戦略総合特別区域において機械等取得した場合等の法人税額の特別控除額 ③

還付法人税額等の控除額 ④

退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤

課税標準となる法人税額 (①+②+③-④+⑤) ⑥

分割基準 (佐世保市分/全従業者数) ⑦

分割法人における課税基準となる法人税額 (⑥×⑦) ⑧

法人税割

法人税割額 (⑥または⑧×税率) ⑨

市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑩

外国の法人税等の額の控除額 ⑪

仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑫

差引法人税割額 (⑨-⑩-⑪-⑫) ⑬

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑭

納付すべき法人税割額 (⑬-⑭) ⑮

均等割

算定期間中において事務所を有していた月数 ⑯

均等割額 円 × ⑯ / 1 2 月 ⑰

合計市民税額⑮+⑰ ⑱

⑲ 00 円

⑳ 00 円

この請求により還付される市民税額 (⑱-㉔)

00 円

法 第 20 条 の 9 の 3 第 1 項 の 更 正 の 請 求 の 場 合

法 定 納 期 限

年 月 日

法 第 20 条 の 9 の 3 第 2 項 の 更 正 の 請 求 の 場 合

第1号の判決等の確定日

年 月 日

第2号の更正・決定等のあった日

年 月 日

第3号の政令で定める理由の生じた日

年 月 日

法 第 321 条 の 8 の 2 の 更 正 の 請 求 の 場 合

国の税務官署の更正の通知日

年 月 日

(更正の請求をする理由)

還付を受けようとする金融機関

銀行 支店

口座番号(普通 当座)

関 与 税 理 士

電話(

※法人税割の税率	〈平成26年10月1日以後に開始する事業年度〉	12.1%
	〈令和元年10月1日以後に開始する事業年度〉	8.4%